

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案

（外国における営業所の設置等の認可の申請等）

第九条の二（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。

二・三（略）

3・4（略）

現行

（外国における営業所の設置等の認可の申請等）

第九条の二（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二・三（略）

3・4（略）

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合

するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

二・三 (略)

4 (略)

するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

二・三 (略)

4 (略)

二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）

改正案

現行

<p>（自己資本の充実の状況に係る区分） 第二条（略） 2～4（略） 9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p>	<p>（自己資本の充実の状況に係る区分） 第二条（略） 2～8（略） 9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p>
<p>10 （略）</p>	<p>10 （略）</p>

三 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十二項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第八条又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第</p>

二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二
(略)

7
9 (略)

十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二
(略)

7
9 (略)

四 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

改正案	現行
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十二項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一项に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第八条又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二</p>

二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二
(略)

7
9 (略)

十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第七項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率

二
(略)

7
9 (略)